



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.222

2017
Jan.

1

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
 関西障害者定期刊行物協会
 編集人：奈良県自閉症協会
 支部長&事務局：河村舟二
 〒639-1005
 大和郡山市矢田山町 84-10
 購読料1部 100円
 会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

2017年(平成29年)、明けておめでとうございます。本年もどうぞよろしくおねがいします。

最近では自閉症をはじめとする発達障害への支援の必要性が、多くの人に理解されるようになってきました。数十年前と比べればサービスの内容も雲泥の差です。ここに至るまで、自閉症協会を含め、多くの障がい者団体の大変な運動と努力がありました。一般社団法人日本自閉症協会では会員増と会員サービスの向上をめざし、地域サポート事業、地域力向上プログラムを全国8ブロックで展開しています。昨年12月には前回の「きずな」にも掲載したように奈良県が選ばれ、市川会長の講演が行われました。よく奈良県自閉症協会への問い合わせで、入会のメリットはなにか?と尋ねる方がいます。わが子に役立つ情報や療育法を見つけるなど、個人的ニーズを満たすことは大切ですが、同じ悩みを持つ者同士が集まり、必要な声をあげることがとても大切です。先の講演会で、冒頭のあいさつをされた江口理事の話では、陳情や交渉事するとき、行政や官庁はあなたの団体の会員は何人おられるかとたずねることがあるようです。やはり、数が多いところが優遇されることがあるのが現実とのことでした。我が国の福祉政策にかんする法律は

ほとんど、私たち当事者団体が苦しい運動を通してかかわり、成立させてきたといっても過言ではありません。たとえば議員立法でできた発達障害者支援法の時は、当時の奈良県選出の国会議員の先生方をはじめ多くの会員の皆様のお力添えがありました。奈良県自閉症協会の活動力を高めるためにも、会員増に今後ともご協力くださいますようお願いいたします。昨年、日中草の根交流の一環として大連大学付属中山医院で開催された同愛(自閉症の支援組織)設立セミナーで日本における心身障害者についての福祉政策との就職体制について聞かせてほしいということで、私が講演した際のレジメを掲載しておきます。今日に至る福祉政策の歴史を振り、返り私たち当事者団体(本人・家族・支援者)が今しなければならないこと、未来の展望を探る手掛かりにし、会員となって頂いていることの大切さを知っていたければ幸いです。(河村)

(中国遼寧省大連市大連大学付属中山医院に於いて2016年11月20日)「日本の心身障害者の就職体制、福祉政策」

奈良県自閉症協会 河村舟二

1. 日本の福祉政策
 ○日本では世界大戦後すぐ、1945年の敗戦後2年目から社会資源は無いにもかかわらず、理念と、法律制

度だけできた。
 現在の福祉政策につながる主要な関係法の成立

- 1947年児童福祉法(障害を持つ子どもが含まれる。)
- 1949年身体障害者法
- 1950年生活保護法
- 1950年精神衛生法

○インフラ整備の時代=1945年~1959年は施設を増設していった時代である。

理由:景気が良くなった。特に1950年の朝鮮戦争で日本儲かる。この後、徐々に施設が増えていく。現在は縮小傾向。

- 2005年がピークで約6万5千施設
- 社会福祉施設は5万
- 老人施設5千
- 障害者施設4千
- 保育所3万2千
- その他

○日本の障害者にはベーシックインカム(基本所得保障)がある。障害年金・障害者手当 1960代に整備される。

現在多くの方が障害者年金を受けている。

※だいたい10万円+地方自治体3万の13万円ぐらい

○日本の障害者制度
 障害があっても死ぬことはない最低限の生活の保障 + いくら稼いでもいい。

日本の障害年金は個人所得と関係

<p>ない。大富豪でももらえる。</p> <p>アメリカ等では稼ぎが多ければ年金無くなる。ゆえに障害者の雇用と退職(年金)の繰り返しが社会問題となっている。</p> <p>日本の障害者医療サービスは障害者所得によらない</p> <p>○日本の障害者の最近の問題=障害者施設・家庭に閉じこもり(1960年頃から)</p> <p>○日本社会の最近の問題=自殺者問題、毎年3万人、ニート(非労働力人)56万人(2015年)全国民のベーシックインカム必要性強まるが、日本の国の経済力の低下で断念</p> <p>1981年国際障害者年「社会参加と平等」</p> <p>1983年～1992年 国連障害者の十年</p> <p>1993年～2002年 アジア太平洋障害者の十年</p> <p>2003年～2013年 第2次アジア</p>	<p>太平洋障害者の十年</p> <p>2008年国連「障害者権利条約」</p> <p>○現在の日本の障害者を取りまくインフラ整備</p> <p>駅にエレベーター・エスカレーター。日本の主要都市はほとんど車椅子で行ける。バリアフリーに30年かけてきた。最近では補助犬法・介護犬法なども出現</p> <p>○2000年から日本の景気が悪くなる</p> <p>老人福祉法の破綻により介護保険法(介護保険は市町村が直接、住民に行う制度)</p> <p>政策委員会障害基本法をモニタリングメカニズム</p> <p>2004年「発達障害者支援法」福祉の谷間で取り残されていた発達障害者の定義。</p> <p>2012年「障害者総合福祉法」</p> <p>2013年～2022年新アジア太平洋障害者の十年</p>	<p>2013年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に2016年5月発達障害者支援法改正。「社会参加の確保と社会的障壁の除去」をうたう。</p> <p>2. 障害者の就労体制</p> <p>○2016年4月改正障害者雇用促進法</p> <p>国=施設・在宅等の支援サービスを行い障害者がより働ける社会を実現することが目標。</p> <p>企業は一定割合の障害者を雇う義務がある。</p> <p>○障害者を「排除しない社会」「包摂する社会」「社会への障害者の統合促進」</p> <p>○障害者でも就労可能な人は一般労働市場と保護的雇用環境で「働き甲斐のある人間らしい仕事」の保障。</p> <p>○福祉的就労から一般就労への移行への推進</p> <p>○福祉的就労分野の障害者に労働法</p>
<p>の適用を広める。</p> <p>○障害者の就労体制で、労働施策と福祉施策の一体的転回体制の整備</p> <p>○日本の身体障害者・知的障害者・精神障害者の数は約744万人。雇用施策対象者(18歳～64歳の在宅者)約332万人</p> <p>○養護学校を卒業した約2割が就職。6割が就労や生活訓練をする福祉施設に入所。自治体経済的援助。施設から一般就労への移行者は毎年1割程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型事業 ・就労継続支援B型支援 ・一般就労 <p>○能力が有りながら施設に留まる障害者を社会に結び付ける取り組み。地域と企業が協力した障害者の社会参加を模索中。</p> <p>※中国の自閉症関係者との草の根交流の記録はYouTube動画に掲載しています。</p>	<p>ホームページ「きずな」http://www.eonet.ne.jp/~asn/ からASN活動記録を選択して下さい。</p> <div data-bbox="813 1624 941 1825" data-label="Image"> </div>	<p>相模原殺傷報告</p> <p>実効性ある再発防止策を</p> <p>46人が殺傷された悲惨な事件を二度と起こしてはならない。実効性のある再発防止策を講じたい。</p> <p>7月に起きた相模原市の障害者施設殺傷事件に関する厚生労働省の有識者検討チームが再発防止策を提言する報告書を公表した。</p> <p>それによると、全ての措置入院患者について、入院中から都道府県知事や政令市長が退院後の支援計画を策定するよう義務付けた。</p> <p>支援計画の内容は、都道府県や病院、保健所など関係機関が協議する。患者や家族にも参加を促し、丁寧に説明して理解を得る。</p> <p>措置を解除した都道府県知事は、患者が転居した場合、転居先の自治体の首長に支援計画を確実</p>

に引き継ぐ。

鑑定留置中の植松聖容疑者は、13日間の措置入院の後は2回通院したのみだった。支援が不十分だったとの反省に立った内容だ。

患者が退院後に孤立することなく暮らせるような支援を目指してもらいたい。

体制の整備を急がなくてはならない。措置入院患者は1年間に約7千人おり、最多の東京都では1700人になる。

個々の患者に向き合い、薬物の使用や家族の状況を把握し、社会になじめるよう支えるのは容易なことではない。

全都道府県と政令市を合わせた67自治体のうち、退院後の対応をルール化しているのは約1割にとどまっている。

既にルールのある兵庫県では、県職員や保健師、精神科医らによる支

援チームを複数の健康福祉事務所に設置している。

兵庫県の担当者は「支援の担い手は人なので、マンパワーの確保が重要だ」と話す。

行政機関に必要な人材と人数をそろえなければならない。国の財政的な援助が不可欠である。

精神疾患のある人たちの間では、退院後の中長期的な支援が「過度な干渉や監視になるのでは」との警戒感が依然として根強い。

患者に「監視」と受け取られては、支援をスムーズに行うことはできない。丁寧に関わる姿勢が求められよう。報告書は、警察について、措置入院の過程で発覚した「犯罪につながるかねない情報」をどう共有するか、協議する場をつくるよう求めた程度だった。

ある検察幹部は「罪を犯す前から司法が関与するのは、民主国家とし

て国民に受け入れられるとは思えない」として、人権への配慮を強調する。警察は事件前の3月、施設に対し、植松容疑者が「障害者大量殺人の思想を持っている」と説明していた経緯がある。

警察と病院、県、施設の連携について検証が必要だったのではないかと。関係機関には引き続き、議論してもらいたい。

植松容疑者は、障害者施設に勤務していたにもかかわらず、障害者に偏見や差別意識を持ち、凶行に及んだとされる。

そのような考えを決して認めない社会をどうやってつくっていくのか。私たち一人一人の姿勢も問われている。

新潟日報 12月14日 社説

【精神科の退院促進】 絵に描いた餅にするな

厚生労働省は統合失調症などで精神科に長期入院する患者を、2020年度までに最大3万9千人減らす新たな目標を決めた。少人数で暮らすグループホームなどを整備し、退院を促す方針だ。

長期入院患者の中には在宅での療養が可能な「社会的入院」も多く、地域で生活できるよう支えていくのが本来の姿である。過去の政策の失敗を教訓に、困難であっても今度こそ「共生」の理念を前へ進めたい。

全国の医療機関で精神科に入院している患者は14年現在、28万9千人。そのうち「長期」と位置付けられる1年以上は18万5千人で、6割以上を占めている。

経済協力開発機構(OECD)の

報告によると、日本の精神科病床数はOECD平均の4倍と突出しており、「脱施設化」が遅れている。平均入院日数も約280日と長い。

長期入院は、戦後の隔離収容型の精神医療政策を背景としている。隔離が、精神疾患への偏見や差別を助長し、治った後も行き場がなく社会的入院を余儀なくされてきたのだ。

精神科に入院する患者の約6割は幻聴や妄想などの症状がある統合失調症である。患者の過半数は65歳以上の高齢者で、認知症で入院している人も約5万3千人に上る。

認知症は誰もがかかりうる身近な病だ。自分が年をとって認知症を患い、長期間、精神科に入院する姿を想像してみしてほしい。

これ以上問題を放置しておくわけにはいかない。

■ 長期入院患者を4万人近く減らす

には、入院医療中心から地域生活中心へ、精神科医療の大転換が必要だ。

精神科医療の転換は、厚労省が04年に示した改革ビジョンで既に掲げられている。

当初10年かけて精神科のベッドを約7万床減らす目標だったが、退院後の受け皿となるグループホームなどの整備が進まず、減少は1万8千ほどにとどまった。ベッドを減らせば経営が行き詰まるという病院側の事情もあつてのことだ。

14年には、精神科病院の病床を削減する代わりに、病棟の一部を居住施設に転換する構想が打ち出された。

病院の敷地内に「退院」させるといっておかしな話で、当然ながら「単なる看板の掛け替え」「精神障がい者の隔離が続くだけ」と強い反対運動が起きた。

当事者目線を欠いた取り組みの反省が必要だ。

■
障害者権利条約は、他の人との平等を基礎に「居住地の選択」や「特定の施設で生活する義務を負わない」ことをうたっている。

長期入院患者の退院を促す精神科医療の大転換には、財源の裏付けと人的手当てが欠かせない。それがなければ今度の対策も「絵に描いた餅」に終わる。

グループホームの整備や福祉サービスの拡充、ヘルパーや専門職の増員、外来医療の充実と訪問医療の提供…、地域で患者と家族を支える具体的な計画を示してもらいたい。

沖縄タイムス 2017年1月11日社説

障害者、戦力として雇用



ラインに流れてくる回収トレーから不要品を取り除く障害者ら＝茨城県八千代町のエフピコ関東リサイクル工場

障害者を雇う企業がなかなか増えない。改正障害者雇用促進法が昨春に施行されたが、障害者の法定雇用率(2%)を守る企業は、半分以下の48.8%しかない。多くの障害者を正社員として雇う企業を訪ね、就労がうまくいく背景を探った。

スーパーや学校から回収された食品トレーが、次々とベルトコンベヤーで流れてくる。その数、1日100万個。金属はくが付いたトレーや汚れの激しい納豆の容器などリサイクルできないものを、従業員がめざとく見つけ、取り除いていく。

●丁寧に教え集中力

障害者の雇用率が14.56%にものぼる食品トレーメーカー、エフピコ(広島県福山市)の関東リサイクル工場(茨城県八千代町)。重度も含む24人の知的障害者らが働いており、全員が子会社「エフピコダックス」の正社員になっている。西村公子執行役員は「取り除く能力と集中力は優秀で、機械よりも正確。障害の重さも関係なく作業してくれる」と語る。

エフピコダックスの中村広太郎係長によると、入社直後は労働に慣れていないためか、ラインからすぐに離れて工場内に隠れてしまい、後を追って捜し回ることもあった。3カ月間ほど丁寧に教えると、一人前の作業ができるようになった。「回収はチームプレー。ラインをむやみに止めると作業量が落ちる」と教えると、納得して働いてくれる。障害を持つ先輩社員が指導すると、より細かいところまで行き届くという。

●役職が励みに

社員はそれぞれ目標の仕事量を定め、ラインでどれだけ処理したかが分かるようにしており、作業の励みになる。また障害者の中からラインのリーダーを主任補佐の役職で登用。「リーダーになりたいという人もおり、やる気の向上につながっている」と中村係長は話す。

坂東市のエフピコダックス茨城選別工場とエフピコ愛パック茨城工場でも、障害者が主戦力となっている。弁当箱を製作するエフピコ愛パックは、企業への就職が難しい人を最低賃金以上で雇う「就労継続支援A型」の事業所。障害を持った従業員9人が作業の主力で、軽快なテンポで箱の組み立てや検査をこなしている。サービス管理責任者の山本純子さんは「仕事を覚えるにつれ、2人でやっていた作業を1人でできるなど効率も上がってきた」と説明する。機械に安全ボタンを設置して万一の事故に備える。とはいえ、健常者と違い障害者は慣れたからといって手順と異なる動作をしないので、労働災害は起きていない。

エフピコが障害者の雇用に乗り出したのは1986年。知的障害のあ

る子供を持つ親の会「あひるの会」から、雇用の場を作ってほしいといわれたのがきっかけだった。「かわいそうだから雇うのではなく、障害者が戦力として働くのを実現する」との方針を立てた。意思疎通をはかりながら一連の作業を任せることでやる気も向上、能率が上がるという好循環につながった。

人手不足もあり、企業が障害者へ向ける視線は熱い。

昨年11月に東京・秋葉原で開かれた障害者向けの合同就職説明会には、10社が参加した。企業からは「長く働いてもらいたいので、説明したり意見を交換したりできる機会は重要」(ゆうちょ銀行)との声が出た。障害者からは「車いすでも勤められますか」「倒れそうになったときベッドはありますか」との切実

な質問が相次いだ。

●国も長期的助成を

主催した障害者支援の企業「LITALICO」(東京都目黒区)は「障害者雇用に積極的な企業は増えており、社内制度の整備に関する問い合わせも多い。先進的な企業がモデルを作り、触発され雇用が増えればよい」と呼びかける。

障害者に特化した「障害者労働組合」の谷本樹保(しげやす)書記長は「障害がある人もない人も、自立した大人として働く意義は一緒だ」と強調。「法定雇用率を達成する企業は少しずつ増えているが、まだ厳しい。障害者と企業それぞれの相談窓口の整備のほか、国が長期的な助成をする必要がある」と指摘した。
【柴沼均】

改正障害者雇用促進法：

障害者への差別禁止や合理的配慮の提供義務を規定。車いすや人工呼吸器の使用を理由として採用を拒んだり、障害を理由に賃金を下げたりすることを禁じる。採用時の問題用紙の点訳・音訳といった配慮も求めている。しかし「障がい者総合研究所」の法改正後の障害者アンケートでは、「差別を受けたと感じることが少なくなった」は8%にとどまっている。

毎日新聞 2017年1月12日東京朝刊

**介護の負担増
制度への信頼が揺らぐ**

首相が掲げる「介護離職ゼロ」という目標に逆行している。厚生労働省の審議会は、利用者負担の引き上げなどさらなる負担増を盛り込んだ意見書をまとめた。制度への信頼が揺らいでしまう。

「給付削減・負担増の波がやむ気配がない。介護保険制度の崩壊につながる」と危惧する。意見書取りまとめの席で、社団法人「認知症の人と家族の会」の委員はこう懸念を表明した。

意見書は、所得が高い高齢者らの利用者負担を2割から3割に引き上げるほか、中間所得層の月額負担上限額を上げることなどを打ち出した。介護保険の利用者負担は原則1割だが、昨夏、単身で年金収入だけの場合、年収280万円以上、五人に

一人が二割に引き上げられた。このうち年収383万円以上の人について、さらに3割とする方針だ。対象者は約13万人になるという。

2000年度にスタートした介護保険の年間費用は約10兆円に膨らんでおり、今回の見直しは費用を抑制することが狙いだ。しかし、前回の給付カットによる影響も検証されていない中、短期間で再引き上げに別の委員から「計画性がなさすぎる」との苦言が呈された。その通りである。

厚労省は3割にする根拠について医療保険における高所得者の患者負担がすでに3割になっていることを挙げるが、医療と同列に論じるのは乱暴だ。医療の場合は治療がすめば負担はなくなる。だが、介護は一般に要介護状態になってから生涯、長期にわたり負担をし続けなければならないのだ。

「家族の会」の高見国生代表理事は「利用者や家族にしたら、この先どうなるのかという不安がどんどん大きくなる。介護保険を信頼できなくなる」と批判する。

当初、介護の必要度が低い「要介護1、2」の人が利用する掃除や買い物をしてもらう生活援助サービスや福祉用具の貸与を介護保険から外すことも検討していたが、反発が強く見送った。妥当な判断だ。一人暮らしや老老介護などで、生活援助サービスや福祉用具を利用し、かろうじて自宅で生活している高齢者は多い。

けれども、気掛かりは残る。生活援助サービスの報酬引き下げを検討することが意見書に記された。報酬が低くなれば、サービスを提供する事業者が減り、結果的に生活援助サービスはなくなってしまうのではないか。

社会全体で介護を担うという制度の理念を忘れてはなるまい。

中日新聞 12月14日社説



大人の発達障害の 特徴とは？

15の自己診断チェック

社会生活を送るのには、暗黙のルールや仕事上で細かなチェックが必要だったり発達障害の人が苦手とする分野があります。注意しているのに困難な場合は、発達障害かもしれません。まずは、セルフチェックを行ってみましょう。

社会に出てから気づく 大人の発達障害一般的に、発達障害は幼少期に診断されることが多く、100人に1人の割合で起こると言われる脳機能障害のひとつです。それが近年では、大人になってから発達障害と診断される人も多くなっています。こういった人は、知的障害をとまなわないうことが多く、軽度のため、まわり

も本人も気づかなかったことが要因のひとつ。仕事を始めるなど社会に出てから、集中できない、注意してもミスをしてしまうなどのために発達障害を疑って病院を受診し、診断されるというケースです。

また、コミュニケーションや対人関係が苦手な障害を持つ人が接客業についているなど、その人の特性に合わない仕事をしているため、強いストレスを感じている場合もあります。自分の特性を知り、その苦手分野が重要でない仕事を選べば、普通に仕事ができるのはもちろん、自分の得意分野の能力を生かすことができます。また、職業を変えなくても、同僚や上司に発達障害の人がわかりやすい指示や会話の仕方にしてもらうことで、スムーズに作業ができるようになる場合もあります。

発達障害は、本人の性格や努力不足ではなく、生まれつきの脳機能

の障害です。社会生活において困難なことがある場合は、支援を受けたり、まわりに発達障害であることを理解してもらうことで、よりよい生活環境を築けるようになります。

セルフチェックで自分の苦手分野を見つけて発達障害の診断は難しいため、専門の病院に何度か通うなど時間が必要です。「私、発達障害かも？」と不安がある人は、まず下のチェックリストを行ってみましょう。自分の苦手分野が明確になります。

1. 約束を忘れやすい
2. 長時間座っているのが苦手
3. 仕事のツメがあまい
4. 不注意によるミスが多い
5. 単純作業が苦手
6. 1対1で話しているのに会話に集中できない
7. よく物を置き忘れったり、無くしたりする

8. 雑音で気が散ってしまうことがよくある
9. 落ち着かない、ソワソワすることがよくある
10. 時間に余裕があってもリラックスできない
11. 一方的にしゃべりすぎてしまう
12. 相手の会話をさえぎってしまう
13. 順番待ちをするのが苦手
14. 慣れていない場所はかなり緊張する
15. あいまいな表現の会話が理解できない

これらのチェックリストにある項目は、一般的には努力や注意をすればできるもの。発達障害の人の場合、やろうと思ってもできないのです。発達障害と気づかずに、そのまま生活を続けると「自分は仕事ができない」と自己嫌悪に陥り、うつ病などの二次障害が発生することにもなり

かねません。半数以上当てはまったり、特に気になる項目がある人は、まわりの人に相談をするのはもちろん、地域の相談センターや専門医に相談をしてみましょう。

執筆：月刊『からだにいいこと』編集 - 株式会社からだにいいこと
※ livedoor' NEWS2017年1月10日 12時5分 goo ランキング に掲載



奈良障害フォーラム NDF

奈良の障害のある人たちの暮らしと願い …今奈良で起こっていること大切にしたいこと

日時 2017年 **2月18日(土)**
13:00開場 13:30~16:30

会場 **奈良県社会福祉総合センター**

橿原市大久保町320番11
近鉄橿原線畷傍御陵前駅より徒歩1分

参加費 **無料** 情報保障 **有**

内容

I 基調報告

**国のすすめる『「我が事・丸ごと」地域共生社会』のねらいを読み解く
～障害福祉施策はどこに向かおうとしているのか～**

II 3つの分野からの報告

①障害をもつ子どもたちは奈良でどう育っているか

～就学前～就学後の子どもたちとその家族の実態から～

岡本とも子さん(全国的障害者福祉協会 児童発達支援部会委員 児童発達支援センター 仔鹿園 園長)

②奈良の相談支援はどう機能しているか

～奈良の「社会資源」づくりの最初の入り口となっているか～

山岡亨さん(りえぞんネット(奈良県障害者総合相談圏域支援事業)中和圏域マネージャー)

③行政は生き辛さを抱える当事者・家族に、どう向き合っているか～

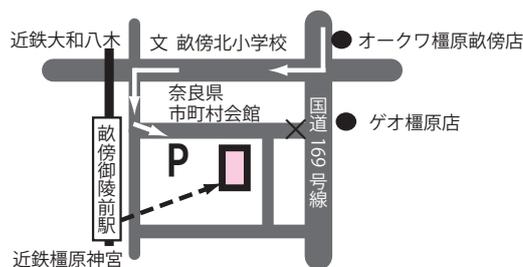
～奈良での精神障害者施策からみえてくるもの～

吉川郁子さん(社会福祉法人 萌 副理事長 奈良県精神障害者地域生活支援協議会前会長)

④フロアからの発言

2017年度は奈良県障害者計画の中間年です。激動する国の障害者施策を見据えながらも、奈良県で暮らす障害当事者、その家族の要求をどう吟味し、施策化していくのか。必要な社会資源を創り出していくには何が必要なのでしょうか。

今回のフォーラムでは、奈良県の政策に関わる立場にある専門職のみなさんからの報告を軸としました。専門職の立場からみえてくるもの、フロアから出される当事者の実態・・・2つをたたき合わせながら、奈良県の課題を探っていきます。



問い合わせ先 〒630-8424 奈良市古市町529-4 ふゆーちゃー内(担当 小針)
Tel 080-1424-9315 fax 0742-63-6766

【 参 加 申 込 書 】

日時：2017年2月18日(土) 13時30分～16時30分

会場：奈良県社会福祉総合センター

(ふりがな) お名前	
ご所属 (団体などあればお書きください)	
ご連絡先 (メールアドレスまたは電話番号・FAX番号)	
必要な配慮 (必要なものに○をつけてください)	手話・要約筆記・点字プログラム 車いす使用(有・無) その他()

FAX送付先：

奈良障害フォーラムNDF事務局 (0742-63-6766)

このまま送信してください。

奈良障害フォーラム NDF 加盟団体

- | | |
|--|--|
| きょうされん奈良支部
奈良県断酒連合会
奈良県高機能自閉症児者の会「アスカ」
奈良LD親の会「パンジー」
奈良県重症心身障害児(者)を守る会
奈良県社会就労センター協議会
奈良脳外傷友の会あすか
奈良県作業療法士会
奈良県障害児学校教職員組合
特定非営利活動法人奈良県自閉症協会
えじそんくらぶ奈良「ポップコーン」ADHD
自立生活センター奈良サポート24
障害者自立支援法違憲奈良訴訟元原告
一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会
ピーブルファースト奈良
奈良県視力障害者の生活を守る会
地域で一緒に支える会(鎖肛当事者の会)
一般社団法人日本精神科看護協会奈良県支部
一般社団法人奈良県視覚障害者協会
奈良県知的障害者施設協会
全国障害者問題研究会奈良支部 | 奈良県中途失聴・難聴者協会
NPO法人なゆたの会
奈良県精神障害者家族会連合会
NPO法人奈良県社会就労事業振興センター
奈良県心身障害者施設連盟
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会
奈良県障害者の生活と権利を守る連絡会
日本ダウン症協会奈良北支部
奈良県障害者福祉連合協議会
奈良県障害者運動ネットワーク
奈良県障害者協議会
公益社団法人日本オストミー協会奈良県支部
奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会
一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
日本てんかん協会奈良県支部
奈良市障害者施設長会議
ワンネスグループ(薬物ギャンブルアルコール依存症)
奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会
奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会
一般社団法人日本筋ジストロフィー協会奈良支部 |
|--|--|

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則第四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を改正する告示」について（概要）

1. 趣旨

現在、小・中学校において実施されている「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を高等学校又は中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするため、特別の教育課程を編成できるよう規定を整備する等の省令・告示改正を行う。

2. 概要

（1）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正（第140条及び第141条の改正）

1）高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものに該当する生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとする。（第140条の改正）

2）上記1）の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすこと、いわゆる「他校通級」をすることができることとする。（第141条の改正）

（2）学校教育法施行規則第四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の改正

1）高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記（1）の1）に該当する生徒に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間等に替えることはできないこととする。

2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとする。

3) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとする。

3. 施行日

平成30年4月1日

一般社団法人日本発達障害ネットワーク (JDDnet)
発達障害支援人材育成研修会 2016 (後期)
2017年2月19日 (日) エッサム神田ホール2号館

『発達障害支援をつなぐ
～教育から就労へ～』

【プログラム】
今年度は、昨今関心が急激に高まっている「大人の発達障害 (知的障害がおおのびな発達障害)」に関して、

10:00～11:30
「教育現場における就労支援の現状と課題～学生相談の立場から～」
東京大学学生相談ネットワーク本部 精神保健支援室 コミュニケーションサポートルーム 室長
渡辺 慶一郎 氏

12:30～14:00
「発達障害者の職業上の課題…働いて自立する生活の実現を支援するために…」
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター
望月 葉子 氏

14:10～15:10
「発達障害のある大学生等への就労支援」
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援専門官
香月 敬 氏

15:10～16:25
発達障害者の就労等についての情報交換会
ーグループディスカッションー

今年度は、昨今急激に関心が高まっている「大人の発達障害と就労」をテーマに、仕事に就くことへの支援や、大人になってはじめて発達障害がわかった方や未診断の方への職場での対応も含め、発達障害のある人が働くこと、発達障害のある人と働くことについて、講座を組み立てます。

日 時：2017年2月19日 (日) 10:00～16:30 (9:30受付開始)
場 所：エッサム神田ホール2号館 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-24-5 TEL: 03-3254-8787
参加費：3,000円 (資料代含む) ※当日受付にてお支払ください。
定 員：170名 (先着順)
締 切：2017年2月15日 (水)
対象者：当事者、家族、支援者・専門家、大学の学生相談担当者、企業の人事担当者、
発達障害について知りたい個人、学生等

申込方法：JDDnet ホームページ申込専用フォーム (<http://jddnet.jp/>)
主催：一般社団法人日本発達障害ネットワーク 共催：一般社団法人日本臨床心理士会

Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

日理協 28 第 299 号

平成 29 年 1 月 13 日

関係各位

公益社団法人 日本理学療法士協会

会長 半田 一登

「障がい者団体助成事業」のご案内

謹啓

寒冷の候、貴台におかれましてはますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は日本理学療法協会に深いご理解とご支援を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。さて、昨今の地域リハビリテーションにおいては、高齢者、障がい者（児）等の生活支援を必要とする人々が増し、その方々が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の構築が課題となっています。

しかし、それを実現するためには、国民が互いに理解し支え合うことが最も重要であり、そうした活動を支援することを目的として、日本理学療法士協会では助成制度を設けました。

詳しくは、要綱をご覧くださいと共に、必要な書類は下記よりダウンロードして下さい。当助成が皆様の活動の一助になれば幸甚でございます。宜しくご検討のほど御願ひ申し上げます。

謹白

記

1. 申請手順

①下記アドレスから「助成金交付申請書（様式第1号）」をダウンロードして下さい。

http://www.japanpt.or.jp/about/organization/committee/public_utilities/

（短縮 URL : <https://goo.gl/yiGIPc>）

※ WEB 環境の十分でない団体については、事務局へご連絡ください。

②必要な添付書類を整備し、3月21日（必着）にて、日本理学療法士協会まで郵送して下さい。

③申請書送付先

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-8-5

公益社団法人 日本理学療法士協会 広報課 障がい者団体助成事業 係

2. 結果の通知

平成 29 年 4 月中旬に文書をもって、採否の結果をお知らせします

3. 問い合わせ先

公益社団法人 日本理学療法士協会 事務局 広報課 障がい者団体助成事業担当（高木）

Email: news@japanpt.or.jp

障害者の文化芸術活動に関するアンケートについて

締切：2017年1月26日（木）

目的

全国ネットワークの連携団体における文化芸術活動の、実態と意識をアンケートすることで、文化芸術活動状況を把握するとともに、その成果を連携団体間で共有・発信する。加えて、障害者の文化芸術活動を推進するために必要な取り組みを検討するための基礎資料とする。

事業概要

障害者の文化芸術活動の裾野を全国に広げることを目的に、全国組織の障害者団体等が連携を図り、障害者の文化芸術活動の振興をテーマにした文化イベントを開催します。

あわせて、それぞれの連携団体が互の活動を知り情報発信する仕組み等をつくり、障害者の文化芸術活動が全国各地で一層推進されるための基盤を構築する事業を実施します。

アンケート項目

【活動実態調査】

1 貴団体における、文化芸術活動の状況についてご記入ください。（複数選択可）

- (1) 貴団体や地区会、分会等が主催する文化芸術関係の催し物（文化芸術活動の発表等）がある（あった）

⇒該当する場合、内容と開催頻度を教えてください

内容：

頻度： 回/年・月 / 不定期 / 今はやっていない

（例）内容：会員が制作した作品の展覧会「〇〇〇展」 頻度：1回/年

- (2) 貴団体や地区会、分会等が主催する文化芸術関係のサークル等の活動がある（あった）

⇒該当する場合、内容と活動頻度を教えてください

内容：

頻度： 回/年・月 / 不定期 / 今はやっていない

（例）内容：ダンスサークル 頻度：2回/月

(3) 貴団体や地区会、分会等が企画する文化芸術鑑賞の機会がある（あった）

⇒該当する場合、内容と企画頻度を教えてください

内容：

頻度： 回/年・月 / 不定期 / 今はやっていない

（例）内容：ジャズコンサート鑑賞 頻度：不定期

※上記（3）の鑑賞機会については、外部が主催する展覧会や公演等に参加、もしくは外部の芸術団体等を招いて行う公演等についてご記載ください。

(4) 貴団体や地区会、分会等が発行する機関誌（紙）や書籍、ホームページで作品や写真の紹介をするなど、文化芸術活動に関する情報の発信をしている

⇒該当する場合、その内容を教えてください

(5) 貴団体や地区会、分会等が取り組む、造形作品等の販売企画・デザイン企画などを行っている

⇒該当する場合、その内容を教えてください

(6) 貴団体や地区会、分会等が主催、企画する文化芸術関係の活動はない

⇒該当する場合、その理由を教えてください（複数選択可）

- (1) ニーズがないから
- (2) 予算がないから
- (3) 体制的に厳しいから
- (4) 何をしてよいかわからないから
- (5) 周囲の協力が得られないから
- (6) その他()

障害者の文化芸術活動に関するアンケートについて

締切：2017年1月26日（木）

目的

全国ネットワークの連携団体における文化芸術活動の、実態と意識をアンケートすることで、文化芸術活動状況を把握するとともに、その成果を連携団体間で共有・発信する。加えて、障害者の文化芸術活動を推進するために必要な取り組みを検討するための基礎資料とする。

事業概要

障害者の文化芸術活動の裾野を全国に広げることを目的に、全国組織の障害者団体等が連携を図り、障害者の文化芸術活動の振興をテーマにした文化イベントを開催します。

あわせて、それぞれの連携団体が互の活動を知り情報発信する仕組み等をつくり、障害者の文化芸術活動が全国各地で一層推進されるための基盤を構築する事業を実施します。

アンケート項目

【活動実態調査】

1 貴団体における、文化芸術活動の状況についてご記入ください。（複数選択可）

- (1) 貴団体や地区会、分会等が主催する文化芸術関係の催し物（文化芸術活動の発表等）がある（あった）

⇒該当する場合、内容と開催頻度を教えてください

内容：

頻度： 回/年・月 / 不定期 / 今はやっていない

（例）内容：会員が制作した作品の展覧会「〇〇〇展」 頻度：1回/年

- (2) 貴団体や地区会、分会等が主催する文化芸術関係のサークル等の活動がある（あった）

⇒該当する場合、内容と活動頻度を教えてください

内容：

頻度： 回/年・月 / 不定期 / 今はやっていない

（例）内容：ダンスサークル 頻度：2回/月

4 問3で(1)～(7)を選択した団体等にお尋ねします。どのようなことがあったら、そのことが実現すると思いますか？（複数選択可）

- (1) 予算があったら
- (2) 専門知識を持つ人からのアドバイスが得られたら
- (3) そのことを担当するスタッフを配置できたら
- (4) 指導者が確保出来たら
- (5) 周囲の理解・協力が得られたら
⇒具体的にどのようなことが得られたら良いですか？
()
- (6) 団体等内の合意が得られたら
- (7) その他 ()

【情報発信について】

5 貴団体等に関する情報（文化芸術活動に限らない全般的な情報）を、会員や外部と共有する方法としてどのような手段をお持ちですか？（複数回答可）

- (1) 団体等のホームページ
- (2) SNS
(Facebook / LINE / Skype / Instagram / Ameba
その他)
- (3) 会員向けのメールマガジン
- (4) 機関紙、会報の発行（発行頻度： 回/月・年）
- (5) 電子メールで個別送信
- (6) 電話による連絡網
- (7) 定期的な会合での伝達（開催頻度： 回/月・年）
- (8) その他 ()

【今後の取組について】

6 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者が活躍する、どのような文化イベントが開催されるとよいとお考えですか。

7 全国ネットワークの各団体が連携して、どのような文化イベント等に取り組んでいくのが良いとお考えでしょうか。

日本障害者協議会(JD) 2016年度<連続講座> 国連・障害者権利条約にふさわしい施策実現を求めて！ **社会保障改革の行方と障害者施策** — 介護保険見直しの影響と課題 —

社会保障の基本は「自助」とする「社会保障制度改革推進法」(2012年)、その具体化としての「改革プログラム法」(2013年)に基づく、生活保護法・生活困窮者自立支援法(先行見直し)、医療・介護総合法、医療法、社会福祉法、そして障害者総合支援法の一連の法律の改定は、単に社会保障関係予算の削減・抑制というだけでなく、憲法で保障された社会保障の理念そのものを大きく見直す動きとなっています。

これら一連の「改革」は、一度の法改定にとどまらず、連続的な改定が準備され、また「我が事・丸ごと」地域共生社会実現へと束ねられ、公的サービスから除外された高齢者・障害者等の支援を「民間」に委ねる検討もすすめられています。当面する介護保険法改定では、「介護保険制度の見直しに関する意見(素案)」に基づく「改正案」づくりが急ピッチですすすめられています。保険対象外・負担増等のあらたな問題が懸念されています。

本連続講座は、社会保障「改革」が今後どのようにすすめられ、障害者施策に影響を及ぼすのか、とりわけ「改革」の突破口としての介護保険見直しが障害者施策にどう連動するのか、問題を整理し課題を共有する機会とします。

2017年

1/25(水)

午後6時半～8時半

第1回 社会保障改革の最新動向と保険原理の限界を問う！

— 権利としての社会保障確立のための運動論の展開 —

◆講師: 芝田 英昭 氏 (立教大学コミュニティ福祉学部教授)

◆特別報告者: 渡辺武志さん「いま、障害者は…当事者に学ぶ」

会場: 全水道会館 4階 大会議室



2017年

2/20(月)

午後6時半～8時半

第2回 介護保険 16年-あらためて制度導入の目的と改革の経過を斬る！

— 危惧される地域包括ケアシステムの方向性と「地域」のあり方を考える —

◆講師: 服部 万里子 氏 (日本ケアマネジメント学会副理事長)

◆特別報告者: 羽賀典子さん「いま、障害者は…当事者に学ぶ」

会場: 上智大学四谷キャンパス 12号館 102教室



2017年

3/15(水)

午後6時半～8時半

第3回 ◆徹底検証！パネルディスカッション 社会保障改革の動向と障害者施策への影響

趣旨説明/コーディネーター: 藤井 克徳 (JD代表)

パネリスト

➢ 花俣 ふみ代 氏 (認知症の人と家族の会常任理事)

認知症者の介護支援からみえてくるもの

➢ 山崎 光弘 氏 (障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会)

介護保険優先問題に関する自治体調査からみえてくるもの

➢ 藤岡 毅 氏 (弁護士)

障害者の介護保障訴訟からみえてくるもの

会場: 全水道会館 4階 大会議室



◆受講料: 1講座につき2,000円(3回連続5,000円)全3回の受講をおすすめします！

◆定員: 各回150名 ◆要約筆記、手話通訳、点字資料(要約版)あります。

事前申し込みをお願いします。FAX申し込み用紙、会場地図は裏面をご覧ください。



主催: NPO法人日本障害者協議会 (JD)

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 Eメール: office@jdnet.gr.jp
 TEL 03-5287-2346 FAX 03-5287-2347 HP http://www.jdnet.gr.jp/

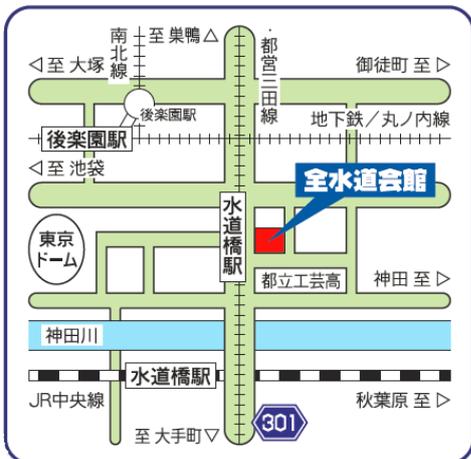


FAX送信先:03-5287-2347(JD事務局)

*このままFAX、Eメールにてお送りください。

会場案内

- 講座1 1月25日(水) 講師:芝田英昭
- 講座3 3月15日(水) パネルディスカッション *コーディネーター 藤井克徳



●会場：全水道会館 大会議室（4階）

(文京区本郷 1-4-1)

- ・JR 水道橋駅東口 下車2分
- ・都営地下鉄三田線 水道橋駅 A1 出口 1分

●講座2 2月20日(月) 講師:服部万里子



●会場：上智大学四谷キャンパス 12号館-102 教室（1階）

(千代田区紀尾井町 7-1)

JR 中央線、東京メトロ丸ノ内線・南北線/
四ツ谷駅 翹町口・赤坂口から徒歩5分
車いすをご利用の方は JR 線四ツ谷口(エレベーターあり)、地下鉄は赤坂口がバリアフリーです。

北門から入りすぐ右手の白い建物が12号館です。



お申込み・お問合せ先

特定非営利活動法人

日本障害者協議会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL 03-5287-2346 メール office@jdnet.gr.jp

JD (FAX 03-5287-2347 *電話・メールでも受け付けます)

申込み用紙

申込み日

連続講座(参加される講座を○で囲んでください)

月 日

講座① 講座② 講座③

参加者
氏名

所属団体
(ある場合)

連絡先
住所

TEL
FAX

メール

障害による
必要な配慮 手話・要約筆記・点字資料・車イス
その他()

自閉スペクトラム症の聴覚特性を探る 実験参加者募集

自閉スペクトラム症の方の多くが、聴覚過敏や聴覚鈍麻などの個性な聴覚特性をもつことが知られています。本実験では、聴覚過敏・鈍麻にどのような症状があるのか、また、それらの症状がどのような環境で生じるやすいのを調べます。

【日時】	2017年1月から3月まで、 申込書にご希望の日時を記入してください。
【場所】	〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-1 大阪大学吹田キャンパス内 工学 U1W 棟 615 室 【交通案内】 最寄駅: 大阪モノレール「阪大病院前駅（研究室まで1.4km）」もしくは阪急電車「北千里駅（研究室まで1.1km）」 最寄バス停: 阪急バス「阪大口（研究室まで600m）」もしくは近鉄バス「阪大本部前（研究室まで700m）」
【対象者】	下記の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ● 自閉スペクトラム症と診断された方 ● 聴覚過敏・鈍麻をもつ方 ● 過去の体験の報告やアンケートへの回答が可能な年齢以上
【募集人数】	20～24名
【実験内容】	(1) 聴覚過敏・鈍麻の試聴実験 ヘッドフォンを使って聴覚過敏・鈍麻を再現した音声を聞いていただきます。それをもとに、過去の体験した症状に近いものを選んでいただきます。 (2) アンケートの回答 日常生活の経験と感覚特性についてに答えていただきます。
【謝金】	2,000円/2時間
【申し込み】	下記の URL から、お申し込みください。 → http://goo.gl/OHrIQ5



問合せ先:

大阪大学大学院工学研究科 特任准教授 長井志江 (ながいゆきえ)

yukie@ams.eng.osaka-u.ac.jp

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円